

資産等報告書の詳細について

資産等報告書は、議員の任期開始日において有する土地、建物等 9 項目の資産等をその区分ごとに記載して、香川県議会議長に提出するものです。

この報告書に記載するのは、議員本人の所有するものであって、任期開始日現在の状態及び価格等を記入しています。

資産等の区分	記載内容	備考
土地	所在、面積及び固定資産税の課税標準額	①信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。 ②共有の場合はその持分 ③相続により取得した場合は、その旨
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	当該権利の目的となっている土地の所在及び面積	土地の備考欄②、③と同じ
建物	所在、床面積及び固定資産税の課税標準額	土地の備考欄②、③と同じ
預金及び貯金	預金（銀行、郵便局、信用金庫、信用組合など）及び貯金（農協、漁協など）の総額	当座預金、普通預金、当座貯金、普通貯金を除く。
有価証券	種類及び種類ごとの額面金額の総額	①金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に限る。 ②株券は、資本金の額が 1 億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限り、その銘柄及び株数。
自動車、船舶、航空機及び美術工芸品	種類及び数量	※取得価格(取得時の売買価格)が 100 万円(消費税を除く。)を超えるものに限る。
ゴルフ場の利用に関する権利	ゴルフ場の名称	譲渡することができるものに限る。
貸付金	貸付け額の総額	生計を一にする親族(民法第 725 条の規定による六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族)に対するものを除く。
借入金	借入れ額の総額	生計を一にする親族(同上)からのものを除く。